

多賀城市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市教育委員会教育長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年5月20日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
教育委員会事務局等
- 2 監査結果の報告日
令和4年4月28日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和4年5月17日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和4年4月8日
- 3 監査対象部署 文化財課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	時間外勤務命令簿について、所属長の押印がないものがあった。	所属長の押印が無い時間外勤務命令簿については、4月8日付で押印を行った。 今後は、課長及び係長、庶務担当者が確認するとともに、各自時間外勤務命令簿の確認を行うことにより誤りを防止する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和4年4月12日
- 3 監査対象部署 教育総務課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りがあった。	支給誤りがあった時間外勤務命令簿については、訂正を行い4月28日付で総務部総務課あてに訂正報告を行った。 今後は、課長及び係長、庶務担当者が確認するとともに、各自時間外勤務命令簿の確認を行うことにより誤りを防止する。
2	指導	(1) 歳入調定について 補助金の歳入調定決議票について、その調定月日に誤りがあった。	調定月日に誤りがあった補助金の歳入調定決議票について、4月12日に訂正処理を行った。 今後は、課長及び係長、担当者が確認するとともに、庶務担当者が確認することで誤りを防止する。
3	指導	(2) 歳入調定に係る収入処理について 歳入調定決議票の収入処理について、適切な事務処理が行われていないものがあった。	適切な事務処理が行われていなかった歳入調定決議票の収入処理については、4月12日に訂正処理を行った。 今後は、会計課から納入済通知書が送付され次第、速やかに歳入調定決議票に添付することにより誤りを防止する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和4年4月13日
- 3 監査対象部署 生涯学習課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	法令に基づく事務処理がされていないものがあった。	処理日に誤りがあった予備費充用については4月13日に訂正処理を行った。 今後は、予備費充用後に行う事務処理（契約、支出など）の際に、予備費充用に係る文書を添付し、決裁の中で確認することにより、誤りを防止する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和4年4月19日
- 3 監査対象部署 埋蔵文化財調査センター
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	時間外勤務手当等命令簿について、規則に基づく処理がされていないものがあった。	時間外勤務命令簿について、5月10日付で処理を行った。 今後は、所長及び担当者複数名により時間外命令簿を確認するとともに、職員各自でも時間外勤務命令簿の確認を行うことにより誤りを防止する。